

告示

埼玉県告示第五百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ロジコム宮寺複合店舗

入間市宮寺三千百八十六 二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の店舗面積の合計

（変更前）千百十五平方メートル

（変更後）二千三百五平方メートル

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六九台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三五平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 四七・五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二四立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三〇立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時三十分から午後八時まで

（変更後）午前七時から午後十一時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前十時から午後八時三十分まで

（変更後）午前六時三十分から午後十一時三十分まで

八 変更年月日

平成二十三年八月一日

二 届出年月日

平成二十二年十一月三十日

二 縦覧期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年四月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十二月十日から平成二十三年四月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課